	短期商用	会議,セミナー,学会,宗教催事等への出席	知人訪問,親戚訪問
	□ 旅券(パスポート)	□ 旅券(パスポート)	□ 旅券(パスポート)
	□ 査証申請書	□ 査証申請書	□ 査証申請書
	□ 写真(45×45mm,6ヶ月以内に撮影)	□ 写真(45×45mm,6ヶ月以内に撮影)	□ 写真(45×45mm,6ヶ月以内に撮影)
	□ 航空券(往復)の予約が確認出来る書類	□ 航空券(往復)の予約が確認できる書類	□ 航空券(往復)の予約が確認できる書類
	□ ビジネス関係を証明する書類として次の書類	□ 職業または身分を証明する書類	□ 親族訪問の場合は世帯員一覧表
	◇法人登記簿謄本,FORM VI及びXXVI(原本とコピー)	◇在職証明書(役職名,入社年月日,月給を記載)	□ 親族または知人・友人関係を証明する書類
	◇在職証明書(役職名,入社年月日,月給を記載)	◇僧侶カード,牧師カード,各種資格免許等	◇知り合った時期や経緯のわかる説明書
	◇所属会社からの出張命令書(理由,期間を記載)	◇在学証明書または学生証	◇写真やメール、SNSなど連絡のやりとりがわかるもの
	◇日本での用務,過去の取引実績のわかる資料	□ 所属先からの派遣書(理由,期間を記載)	□ 査証申請人が渡航費用を負担する場合
	•輸出入事業許可書	□ 日本での用務,会議などの内容がわかる資料	◇銀行通帳(原本とコピー)
	•会社間の取引契約書	□ 個人で渡航費用を支弁する場合は銀行通帳(原本とコピー)	◇次のうちのいずれか
	・研修受入先からの承諾書及び計画書 など	◇主婦などの被扶養者の方は扶養者の在職証明書	①就職されている方は所属会社が作成した在職証明書
	具体的な研修日程、研修場所,受入責任者,実務研修の有無,研 修手当等受入側から研修生に対し支払われる金銭の有無,につ	□ 日本側招へい機関からの招へい理由書	(役職名,入社年月日,月給,休暇期間が記載されたもの)
提	ドナコ寺文人関がら加修生に対して近れる。 いて記載願います。	□ 滞在予定表(日程、宿泊先、連絡先を明記)	②学生の方は在学証明書及び扶養者の在職証明書
出	□ 日本側招へい機関からの招へい理由書	□ (2名以上の場合)申請人名簿	③主婦などの被扶養者の方は扶養者の在職証明書
書類	□ 滞在予定表	□ 招へい機関が渡航費用を負担する場合には	□ 日本側招へい者からの招へい理由書
7 .5	□ (2名以上の場合)申請人名簿	身元保証書及び法人登記簿謄本又は会社概要説明書	招へい理由を裏付ける資料(診断書,卒業見込書等)も提出してください
	□ 招へい機関が渡航費用を負担する場合には	または上場企業である場合は会社四季報(写)	□ 滞在予定表
	身元保証書及び法人登記簿謄本又は会社団体概要説明		□ (2名以上の場合)申請人名簿
	または上場企業である場合は会社四季報(写)		□ 住民票(記載省略のないもの)
			□ 招へい人が外国人の場合
	実務を含む商用の場合は、その期間にかかわらず「短期滞在」査証には該当		◇在留カードのコピー
	しませんのでご注意下さい。 また、研修受入会社等の職員とともに生産ラインに入り実際に生産活動に従		◇旅券のコピー
	事しながら技術を学んだり、店頭で商品の販売活動に携わって商品販売のノウハウを学ぶなど役務の提供を行う形態の業務に従事することにより、技術、		招へい人以外に日本在留の親族がいる場合はその方の分の提出して下さい
	技能、知識を習得する研修を「 <mark>実務研修」</mark> と呼び技術等の修得方法の一つと 位置づけられています。このような場合(1)研修生が生産した物(又は提供し		□ 招へい人が日本人または配偶者が日本人の場合
	たサービス)が市場に出る等により受入会社が対価を得る場合、(2)滞在費 等を研修手当の形で日本側受入会社が研修生に支払う場合については、		◇戸籍謄本
	研修期間を問わず短期滞在査証に該当しません(現地の派遣元会社が支払う通常の出張旅費であれば問題ありません)。		◇外国人の親族が日本に滞在している場合は在留カード及び旅券のコピー
	14ノ煙市ツ山城川賃 (の4 いより)起めソネセルバ。		□ 身元保証人が渡航費用を負担する場合
			◇身元保証書
			◇納税証明書(その2),銀行通帳写し、確定申告書控え、所得証明

いずれの書類も発行から3ヶ月以内のものをご提出下さい。またミャンマー語の書類は<mark>原本と訳文(日または英)と各コピ</mark>ーを添付してください。特に記載のないものについては原本(1部)をご提出下さい。 初めて日本へ渡航される方等,渡航目的やその他個別の事情により追加書類の提出をお願いするほか,申請人の方へのインタビューや日本の外務省への照会等が必要となります。そういった場合には希望の渡航予定日までに審査 が終了しないことがありますので,日数に余裕を持って早めに申請するようにお願いします。(申請から10日以上経過しても大使館から連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際には受理票に 記載されたバーコード番号と申請者の方のお名前をお伝え下さい。

在ミャンマー日本国大使館 査証申請のための提出書類一覧表

	個人旅行,観光	トランジット	在留資格認定証明書取得済
	□ 旅券(パスポート)	□ 旅券(パスポート)	□ 旅券(パスポート)
	□ 査証申請書	□ 査証申請書	□ 査証申請書
	□ 写真(45×45mm,6ヶ月以内に撮影)	□ 写真(45×45mm,6ヶ月以内に撮影)	□ 写真(45×45mm,6ヶ月以内に撮影)
	□ 航空券(往復)の予約が確認できる書類	□ 航空券の予約が確認できる書類	□ 在留資格認定証明書(原本とコピー)
	□ 次のうちいずれか	(日本を経由地とすることが明らかで日程が確定しているもの)	
	①就職されている方は所属会社が作成した在職証明書	□ 目的地の入国査証または入国を証明するもの	和ERAPORME (第八年) 海岸 在 領 政 縣 茂 定 政 明 書
	(役職名,入社年月日,月給,休暇期間が記載されたもの)	□ 次のうちいずれか	CERTIFICATE OF ELIGIBILITY
	②学生の方は在学証明書及び扶養者の在職証明書	①就職されている方は所属会社が作成した在職証明書	Ministry of Justice, Japanese Conveniment 銀甲 No.
	③主婦などの被扶養者の方は扶養者の在職証明書	(役職名,入社年月日,月給,休暇期間が記載されたもの)	El R Green Name Green Name El R Green Transport Green
	□ 銀行通帳(原本とコピー)	②学生の方は在学証明書及び扶養者の在職証明書	(in the BERTHERS BY 1978). The second of the continued or to continue to
	□ 滞在予定表(日程、宿泊先、連絡先を明記)	③主婦などの被扶養者の方は扶養者の在職証明書	- L+224、72 × 見本 、 東東京であるサミカカ
	□ ホテル予約確認書等	□ 銀行通帳(原本とコピー)	specimen
			PORTS.
提			Dee 中 市 山 人田 安 恵 店
出			Steppen Cheered of Magness Temagrature Steme
書類			LES Nomice A DECISION DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROP
		3500	administration from the page and the second of a page of the page of the controlled of the page of the
			The contribute date of property of the contribute of the contribut
			registrates above the stand in the changed, the benefity or one techniques and the change of the changed to be changed, the benefity partnership that he denied

いずれの書類も発行から3ヶ月以内のものをご提出下さい。またミャンマー語の書類は<mark>原本と訳文(日または英)と各コピ</mark>ーを添付してください。特に記載のない場合は原本(1部)をご提出下さい。 初めて日本へ渡航される方等,渡航目的やその他個別の事情により追加書類の提出をお願いするほか,申請人の方へのインタビューや日本の外務省への照会等が必要となります。そういった場合には希望の渡航 予定日までに審査が終了しないことがありますので,日数に余裕を持って早めに申請するようにお願いします。(申請から10日以上経過しても大使館から連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂く ことが可能です。その際には受理票に記載されたバーコード番号と申請者の方のお名前をお伝え下さい。